

令和元年 9 月 27 日改定

社会福祉法人 昭和会

# 事業継続計画（BCP）

災害発生（地震・豪雨など）後、72 時間程度を想定したものです。

平成 29 年 10 月作成

令和元年 9 月（第 3 版）

# 目 次

1.基本方針 .....	1
2.BCP の策定・運用・対策本部体制 .....	3
3.被害想定 .....	11
4.優先事業と目標復旧時間 .....	14
5.初動対応と重要業務 .....	14
6.災害時対応体制 .....	15
7.災害時対応拠点 .....	15
8.必要資源に関する情報 .....	16

# 1. 基本方針

当法人において事業継続計画（BCP）を策定・運用する目的とともに、当法人の特性を踏まえ、緊急時に事業継続を図る上での基本方針は以下のとおりである。

## （1）BCP 策定・運用の目的

### ①利用者にとって

当法人は、障害福祉事業を運営し、生活介護・施設入所・児童発達・放課後デイ・就労継続B・相談支援・共同生活援助等の福祉サービスを提供している。南海トラフ地震や豪雨などの災害発生によるサービス停止は、利用者の生命の危険や機能低下をもたらす恐れがあるため、災害時であっても命にかかわる最低限のサービスについては継続していく必要がある。

### ②職員にとって

災害発生時にも事業を継続することにより当法人の経営を健全に保つことは、職員の雇用を守る上で重要である。また、災害時の職員の安全の確保に関しても、本 BCP の中で併せて検討することにより職員の安全・安心や法人への帰属意識向上に繋がる。

### ③地域にとって

当法人の福祉牧場おおなる園は、高知市の福祉避難所として指定を受けており、災害発生時には、地域の要配慮者を受け入れる拠点となっている。また、地域の活動に参加するなど、日頃から地域と協力し活動を行っている。本 BCP の中で、災害時の対応方法や地域との連携について検討することにより、地域の災害対応力向上に寄与することができ、地域における当法人の存在感の向上に繋がる。

### ④取引先にとって

本 BCP の中で、災害発生時に必要となる人員や物資などの必要資源や対応方法を検討することにより、当法人と取引先相互の事前対策実施や協力体制の構築に繋がる。

## （2）BCP の適用範囲

本 BCP の適用範囲は、社会福祉法人 昭和会の全組織とする。

### 【適用施設一覧】

施設名	所在地	構造	延床面積
昭光園	高知市本町 4 丁目 2 - 4 9	大	1603.45 m <sup>2</sup>
おおなる園	高知市神田 2 4 8 5 - 2	大	2986.4 m <sup>2</sup>
東部障害者福祉センター	高知市葛島 4 丁目 3 - 3	小	306.82 m <sup>2</sup>
しんほんまち児童 & (GH)	高知市新本町 2 丁目 1 5 - 2 2 (20)	中	1239.00 m <sup>2</sup>
福祉事業所えぼし	高知市神田 1 6 3 7 - 4	小	870.37 m <sup>2</sup>

### (3) 事業継続の基本方針

#### ①優先して行う業務

- ・入所者、職員の生命や生活を保護、維持するための業務を最優先業務とし、その他の業務は縮小または休止する。
- ・短期入所事業、通所事業は原則中止し、業務資源の復旧状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。
- ・法人内の施設間で連携して災害時優先業務に必要な人員、事業所、資機材等の確保、配分にあたる。

#### 【事業ごとの事業継続の必要性】

事業種別	実施施設	事業の継続の必要性 (利用者や地域への影響の大きさ)	事業継続の 考え方
施設入所支援事業	おおなる園	大	継続
共同生活援助事業	あいⅠ、Ⅱ	大	継続
共同生活援助事業	しんほんまちGH	大	水浸災害により生活の場を検討
その他事業	昭光園・ゆう・あすか・しんほんまち児童部門	小	順次再開

#### ②地域への協力

- ・地域の災害時要配慮者は原則受け入れる。
- ・近隣住民事業所が被災し困難な状況に遭遇している際には、可能な範囲で援助、支援活動を実施することとする。

#### ③行政との協力

- ・高知市と連携し、福祉避難所としての機能を可能な範囲で果たす。
- ・外部からのボランティアを受け入れるための体制を早期に構築する。

## 2. BCP の策定・運用・対策本部体制

当法人の、「BCP の策定体制」、「平常時における BCP の運用推進体制」、及び「緊急時における対策本部体制（代行者を含む）」は以下のとおりである。

なお、BCP 及び災害対応計画の更新時期は以下のように定める。

### (1) BCP 策定体制（BCP を策定する体制）

BCP 策定委員会（29 年 6 月立ち上げ）において検討する。

役割	役職	担当者
① 責任者	理事長	1 名
② 策定事務局	常務理事	1 名
③ 策定メンバー	各管理職	8 名

### (2) 平常時における BCP の運用（BCM）推進体制

年数回開催する危機管理・防災対策委員会（29 年 6 月立ち上げ）において推進する。

役割	役職	担当者
① 責任者	常務理事	1 名
② BCM 推進責任者	施設長	1 名
③ BCM 推進チーム	施設長	1 名
	副施設長	1 名
	支援課長	1 名
	支援課長	1 名
	支援主任	1 名
	支援主任	1 名

### (3) 災害対策本部体制（BCP を発動し事業継続を実施する体制）

役割	担当者	代行者
① 責任者	理事長	常務理事
② 災害対策本部長	常務理事	施設長
③ 災害対策本部長代理	施設長	課長
④ 対策本部事務局班	課長	事務
⑤ 総務・連絡調整班（広報）	課長	主任
⑥ 外部担当班	主任	主任
⑦ 救護・医療支援班	課長	課長
⑧ 栄養・調理班	栄養士	主任
⑨ 調達班	主任	課長
⑩ 施設管理班	副主任	副主任
⑪ 利用者対応班	課長	課長

④ ⑥は他の役割が充当されてから発動。上記担当者は高知市浸水区域外の居住者より選定。

(4) BCP 及び初動対応マニュアルの更新時期

毎年10月(年1回 三法人協定月の前月まで)に更新する。ただし、事業継続に関わる経営環境に変化があった場合は適宜更新する。

(5) 教育、訓練の実施

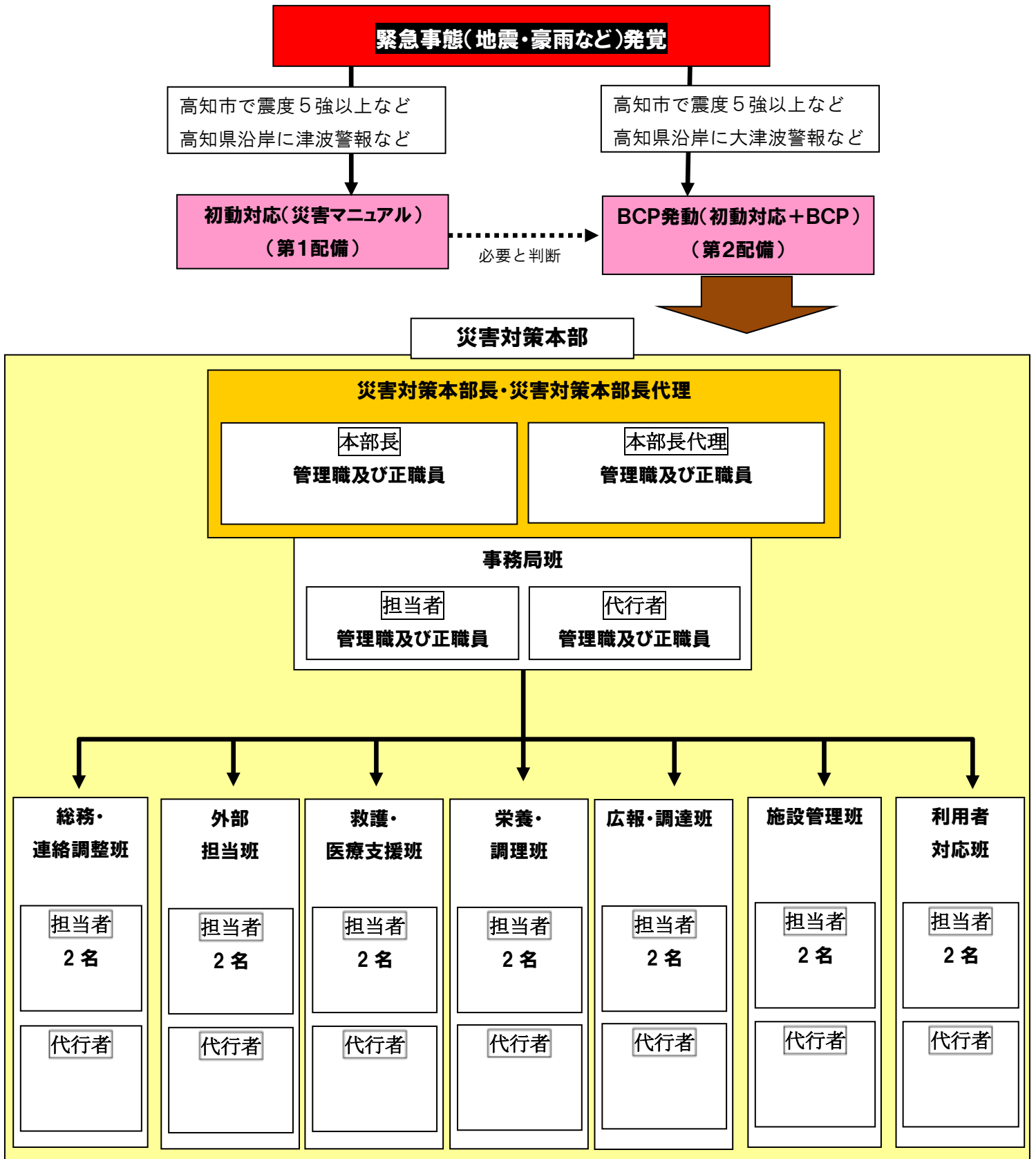
職員の防災・危機管理能力の向上及び BCP の内容理解や改善を目的とした教育、訓練を定期的実施する。

教育、訓練の実施結果や意見については、危機管理・防災委員会で協議、検討し、BCP や初動対応マニュアルに反映させる。

【教育、訓練年間スケジュール】

内容	主な目的	対象	実施時期(回数)
安否確認 システム訓練	・ 職員への意識づけ。	全職員	年4回
座学研修	・ 南海トラフ地震や風水害など、 災害に関する基礎知識を養う。	全職員	法人研修 (年1回)
避難訓練	・ 初動マニュアルの妥当性の検証 と避難経路の確認。 ・ 職員、利用者への意識づけ。	全職員	年1回
机上型訓練	・ BCP の検証と改善点の洗い出し。 ・ 災対本部メンバーの対応力の向 上。	対策本部 メンバーなど (原則は全職員)	年1回
三法人合同訓練 及び参集訓練	・ 非常事態時の連絡検証。 ・ 参集ルートの検証。 ・ 職員への意識づけ。	三法人協定会議 メンバー	三法人協定会議 によって決定 年1回

【対応フロー図】



## (2) 配備体制と職員参集

### ① 配備体制

区分	基準	参集対象者	主な活動内容
第1 配備 (初動対応) ・安全確保 ・避難	高知市で震度5強以上 または 高知県沿岸で津波警報	管理職(5強) 全員(6弱以上) (発災時に明らかに参集不可能な職員は、除くこととする。)	・参集拠点への参集 ・利用者の安全確認、設備点検、被害状況確認、報告、各機関との連絡調整 ・BCP発動の検討
第2 配備 (BCP発動) ・事業継続	高知市で震度5強以上 または 高知県沿岸で大津波警報	管理職(5強) 全員(6弱以上) (発災時に明らかに参集不可能な職員は、除くこととする。)	・災害対策本部の設置 ・利用者の安全確認、設備点検、被害状況確認、報告、職員安否・参集状況確認 ・BCPの対応体制の構築と行動

### ② 職員参集

参集に際しては、以下の行動基準による。

#### 【施設外で被災した場合の職員行動基準】

第1 配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員は、安否確認システムに安否、出勤の可否を回答する。</li> <li>・出勤可能な場合は、上記参集対象者の基準に従い安全に留意し施設に参集する。</li> <li>・<u>出勤可能な場合でも、安全確保のため夜間および日没直前には出勤しない。</u></li> </ul>
第2 配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員は、安否確認システムに安否、出勤の可否を回答する。</li> <li>・出勤可能な場合は、上記参集対象者の基準に従い安全に留意し施設に参集する。</li> <li>・<u>出勤可能な場合でも、安全確保のため夜間および日没直前には出勤しない。</u></li> </ul>

参集に際しては、余震や津波の危険性があるため自身の安全を最優先として行動する。参集経路に津波浸水域がある場合は、無理に参集せず、津波からの避難場所に避難する。

## (3) 安否確認

常勤職員の安否確認は、NTTコミュニケーションズ安否確認システムで行う。



(4) 災害対策本部各班の任務

① ② ③ ④ 災害対策本部・事務局班

【任務】 災害対応や事業継続を行うための方針決定や指揮統制を行う。

●責任者：1名

- ・ BCP を発動する判断をする

●責任者代理：1名

- ・ 必要な助言を行うなど責任者を補佐
- ・ 責任者不在時の代理

○災害対策本部長：1名

- ・ 災害対応や事業継続の方針や指揮統制の決定権者
- ・ 災害対策本部会議の招集

○災害対策本部長代理：1名

- ・ 必要な助言を行うなど責任者を補佐
- ・ 責任者不在時の代行

○事務局班（2名：状況によっては総務・連絡調整班と兼務する）

【任務】 災害対策本部長の直接的な指揮下にあり、各班の業務遂行状況等の情報収集や進捗管理等を行い、その情報を責任者、副責任者に報告する。

また、災対本部での決定事項を各班に伝達する。

<担当業務>

- ・ 情報収集と進捗管理
- ・ 収集した情報の整理
- ・ 災害対策本部の運営と決定事項の伝達
- ・ 各班の実施業務及び配置する人員の調整
- ・ 資金管理、支払い、調達

⑤ 総務・連絡調整（広報）班

【任務】 職員・家族の安否確認や外部機関（行政、自治会）との連絡調整に関する業務を行う。

○班長 2名

<担当業務>

- ・ 職員、職員家族の安否確認
- ・ 地域の要配慮者の受入れ（福祉避難所の開設）
- ・ 行政関係機関（高知市、高知市社会福祉協議会）との連絡調整
- ・ 自治会・地域住民との連絡調整
- ・ 機密書類及び非常用持出書類の管理
- ・ ホームページの更新など外部への情報発信
- ・ 職員の心のケア
- ・ SNS の発信、総合窓口、その他、他の班に属さない業務

⑥外部担当班

【任務】 通所利用者・家族の安否確認及びボランティアの受け入れ業務を行う

○班長 2名

＜担当業務＞

- ・ 通所利用者・家族との連絡調整、利用者・家族の被害状況の把握
- ・ 必要なサービスの提供・調整など行う
- ・ ボランティアの受入れ

⑦ 救護・医療支援班

【任務】 医務看護業務の継続的な提供及び負傷者の手当てを行う。

○班長 2名（看護職員を基本メンバーとする）

＜担当業務＞

- ・ 負傷者の応急手当
- ・ 医療機関との連絡調整
- ・ 医務関連業務で定めた優先業務の実施
- ・ 利用者の健康状態の把握

⑧ 栄養・調理班

【任務】 利用者への食事提供業務を行う。

○班長 2名（栄養士を基本メンバーとする）

＜担当業務＞

- ・ 調理栄養業務で定めた優先業務の実施

⑨ 調達班

【任務】 物資の調達及び受入れに関するなどの業務を行う。

○班長 2名

＜担当業務＞

- ・ 物資の調達・管理

⑩ 施設管理班

【任務】 被害状況の確認と応急対応や被害個所の復旧対応などの業務を行う。

○班長 2名（実働としては、トイレやベッド設置に大人数必要）

- ・施設と施設周辺及びライフラインの被害状況の調査把握
- ・危険個所の応急対応及び被害個所の復旧対応（取引先への依頼）
- ・各班の必要物資の把握及び物資の調達、受入れ
- ・簡易トイレ等の設置（男女各10個以上）
- ・居住スペース及びベッドの設置（対象者人数分）

⑪ 利用者対応班

【任務】 入所利用者の生命機能維持のため支援サービスの継続的な提供を行う。

勤務ローテーション

○班長 2名

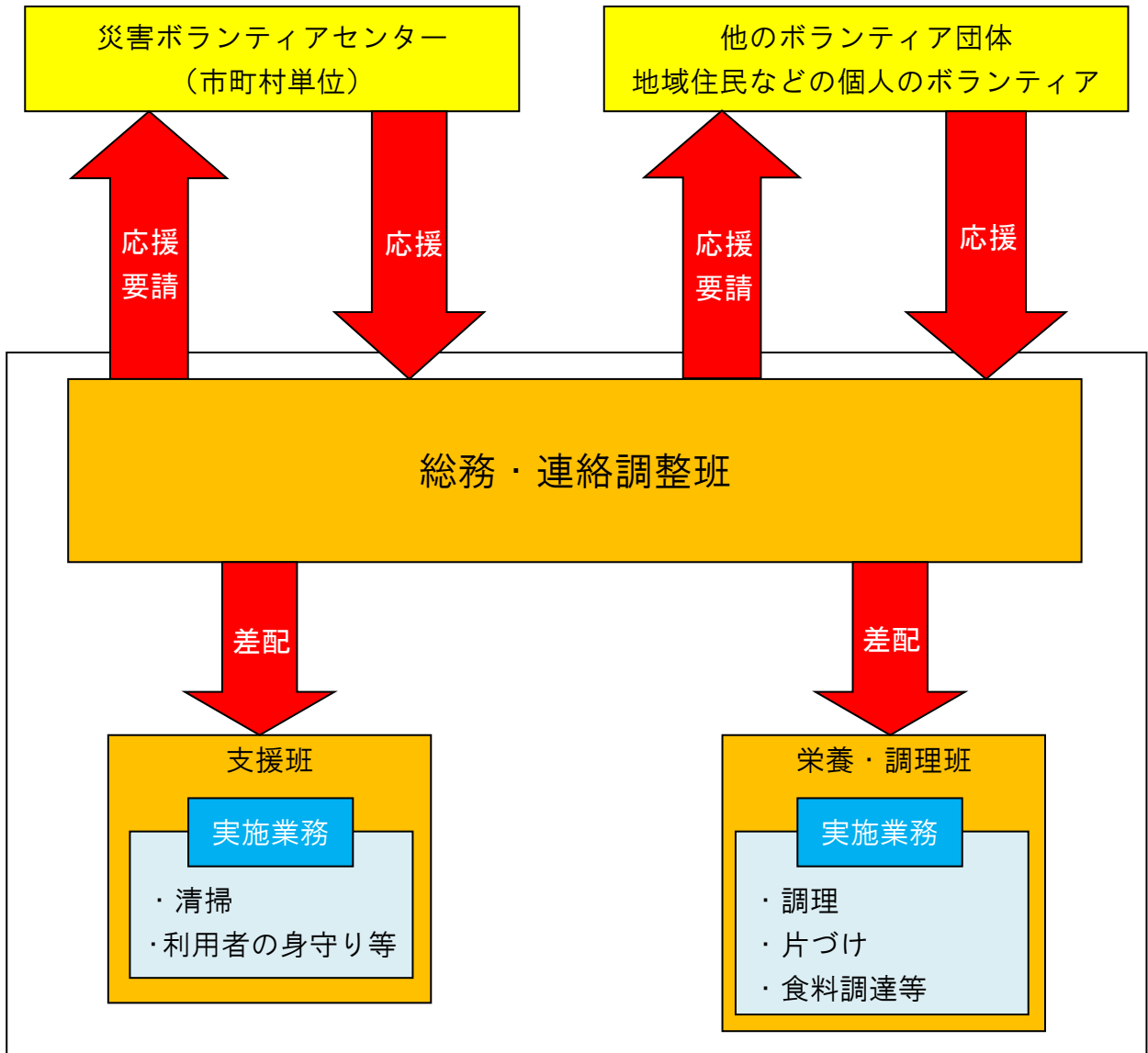
<担当業務>

- ・入所利用者の安否確認
- ・食事、水分補給、排せつ介助など

【ボランティア受け入れ体制図】

ボランティアの応援要請・受け入れ後の調整については、総務・連絡調整班が実施し、以下のボランティア受け入れ体制図のとおり実施する。

ボランティアは、人数が不足している班に優先的に割り当てを行う。



### 3. 被害想定

南海トラフを震源とするマグニチュード8から9クラスの地震が30年以内に発生する確率は70%以上とされており、当法人の施設はその影響下である高知市に所在している。本BCPでは、最もリスクが高い災害として南海トラフ地震を対象とする。また、本計画における施設および周辺の被害を以下のとおり想定する。

\*高知県防災マップ、高知県版震度分布・津波浸水予測（平成24年12月）から想定

(1) 南海トラフ地震による被害想定 はりまや橋～北本町周辺2m地盤沈下可能性あり

①施設名：昭光園（高知市本町）標高1.0m（0.7～1.9）

【揺れ・津波】

項目	最大クラスの地震	発生頻度の高い地震・津波
最大震度	7	6強
津波浸水の有無	有り（最大2～3m）	有り（最大1～2m）
津波到達時間（30cm）	40～60分	60分以上
液状化の可能性	大	中

②施設名：おおなる園（高知市神田）標高180m

【揺れ・津波】

項目	最大クラスの地震	発生頻度の高い地震・津波
最大震度	7	6強
津波浸水の有無	無	無
津波到達時間（30cm）	無	無
液状化の可能性	無	無

【参考：洪水土砂災害】

事象	内容
河川浸水、洪水	河川から離れており、周辺地域での危険性は低い。
土砂災害（地すべり、山腹崩壊、急傾斜地崩壊）	施設までの県道は、土砂災害警戒区域に指定されており、災害の危険がある。

③施設名：東部（高知市葛島）標高0.7m

【揺れ・津波】

項目	最大クラスの地震	発生頻度の高い地震・津波
最大震度	7以上	6強
津波浸水の有無	有り（最大2～3m）	有り（最大1～2m）
津波到達時間（30cm）	30～40分	50分以上
液状化の可能性	大（1m以上）	大（1m前後）

④施設名：えぼし（高知市神田）標高193.5m

【揺れ・津波】

項目	最大クラスの地震	発生頻度の高い地震・津波
最大震度	7	6強
津波浸水の有無	無	無
津波到達時間（30cm）	無	無
液状化の可能性	無	無

【参考：洪水土砂災害】

事象	内容
河川浸水、洪水	河川から離れており、周辺地域での危険性は低い。
土砂災害（地すべり、山腹崩壊、急傾斜地崩壊）	施設までの県道は、土砂災害警戒区域に指定されており、災害の危険がある。

⑤施設名：しんほんまち（高知市新本町）標高1.2m

【揺れ・津波】

項目	最大クラスの地震	発生頻度の高い地震・津波
最大震度	7	6強
津波浸水の有無	2m～3m	有
津波到達時間（30cm）	60分以上	有
液状化の可能性	可能性大	有

おおなる園（本部）【ライフライン被害】最大クラスで想定

電力	被災直後に停電するが直後に自家発電（約21時間継続可能）に切り替わる
LPガス	揺れにより自動停止する
上水道	被災直後に断水し、復旧に1ヶ月程度（*なし）
下水道	被災直後に機能支障となり、復旧に1ヶ月程度
通信	固定電話：被災直後に不通となり、復旧に1～2週間程度 携帯電話：被災直後から繋がりにくくなる。3から5日で一部復旧 インターネット：被災直後に不通となり、復旧に1週間程度
周辺道路等	・国道、主要県道など幹線道路は全線通行止め。その後、緊急通行車両のみ通行可能となる。 ・施設周辺の道路は、崖崩れにより通行不能となる可能性があり、復旧まで1か月以上

\*【高知県版】南海トラフ地震による被害想定（平成25年5月）などから想定

【建物、設備被害】

建物	<p>建築年次・耐震性：平成24年築のため耐震性を有している。</p> <p>被害：窓ガラスにひび割れ、壁や天井の一部が落下する可能性がある。</p>
設備関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の什器・書棚や機器が転倒する。</li> <li>・ガスは緊急停止する。</li> <li>・停電により部分的に使用不能となる。</li> </ul>
IT関連	<p>業務系サーバーの一部が転倒により破損する。</p>

(2) 南海トラフ地震により想定される業務継続上のリスク

リスク区分	内容
人的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死傷者が発生する可能性がある。（入居者、職員、職員の家族）</li> <li>・安否不明者が発生する可能性がある。（外勤者、勤務時間外の職員など）</li> <li>・道路の寸断、通行不能により、出勤や帰宅が困難となる。また、車の使用が困難となり、徒歩での移動となる。</li> <li>・（冬季・夜間・夏季など）空調機能の停止により、入居者の生命機能が低下する可能性がある。</li> <li>・（夜間・休日など）人員の不足により、業務の継続が困難となる。</li> </ul>
物的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倒壊、破損個所の補修・復旧作業が必要となる。</li> <li>・津波の浸水がある場合、1階部分の使用が困難となり、他のフロアで対応する必要がある。</li> <li>・ライフラインの停止により、業務継続にあたり代替対応が必要な業務が発生する。（入浴サービス、食事など）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信機能の不通により、医療機関、公的機関、取引先との連絡が困難となる。そのため、重傷者の治療ができず、また、医薬品・食糧・物資が不足する。</li> <li>・トイレの使用不能、下水道の停止により衛生状況が悪化する。</li> <li>・ゴミ、廃棄物の収集が行われなくなる。（一般、事業系とも）</li> <li>・周囲に住宅やビル等はなく、他の建物倒壊による被害や火災延焼の危険性は少ない。</li> </ul>

## 4. 優先事業と目標復旧時間

当法人において災害発生時に優先して行う事業は、おおなる園・えぼし・しんほんまち GH に関連する事業とし、その他の事業は、休止し段階的に再開する。

また、優先して行う事業（施設入所支援及び GH）については、必要となる業務（重要業務）を絞り込んだ上で、災害発生後も休止せず継続して実施する。

その他事業については、目標復旧時間は定めず、状況を見ながら災害対策本部責任者が再開の判断を行う。

【参考：事業ごとの評価結果】

事業種別	事業の継続の必要性 (利用者や地域への 影響の大きさ)	その他考慮すべき 事象	事業継続の 考え方
おおなる園	大	進入路の寸断により 受入等困難	継続
えぼし GH	大	進入路の寸断により 受入等困難	継続
しんほんまち GH	大	高知市中心部にあり、 津波&浸水可能性あり	水浸災害により 生活の場を検討

## 5. 初動対応と重要業務

南海トラフ地震発生時の初動対応については、初動対応マニュアルに沿って対応する。

また、優先事業（おおなる園及び GH）の継続に必要な業務（重要業務）は、重要度（必要性レベル）に応じて以下のとおり分類する。

重要度については、上から順に高◎、中○、低△、停止×として分類する。重要度高の業務を災害時に対応すべき業務とし、災害対策本部の判断により中、低を取り入れて業務を行う。

あわせて、災害発生時特有の業務（追加業務）についても想定する。



## 6. 災害時対応体制

### (1) 初動対応、BCP発動基準

#### ①初動対応

高知市で震度5強以上の地震が発生した場合、または高知県沿岸に津波警報が発令された場合及び緊急事態（豪雨など）は、初動対応（災害マニュアル）を行う。

#### ②BCP発動基準

高知市で震度5強以上の地震が発生した場合、または高知県沿岸に大津波警報が発令された場合及び緊急事態（豪雨など）は、BCPを発動する。

BCPが発動された場合、まず初動対応（災害マニュアル）に沿って対応し、初動対応が完了した後、BCPに沿って行動を行う。

その他、責任者（理事長）が必要と判断した場合においても、BCPを発動する。

## 7. 災害時対応拠点

### (1) 緊急時における対策本部

災害時対応拠点となる災害対策本部の設置場所について、以下のとおり定める。

おおなる園（事務室）

拠点情報			
所在地	高知県高知市神田 2485-2	面積	1603.45m <sup>2</sup> (10名収容可能)
耐震性	有（鉄骨構造 H24年2月築）	津波浸水	無
電話番号（固定）	088-831-0200	携帯電話番号	
その他連絡先	（衛星携帯）080-2850-3893	eメール	（お PC） <a href="mailto:ohnaro-2002@sweet.ocn.ne.jp">ohnaro-2002@sweet.ocn.ne.jp</a>
非常用電源	おおなる園：有（72時間稼働）		
常備品	ホワイトボード3基、筆記用具・付箋30セット。 本部レイアウトは、事務室に掲示しており、レイアウトに沿って設営する。		
備考	がけ崩れエリアのため、夜間など施設外で被災し参集が困難な者は、安全が確認できた後移動する。 災害時の通信手段として、MCA無線の活用も検討する。		

## 8. 必要資源に関する情報

緊急事態発生後に中核事業を継続させるために必要な資源に関する情報を以下に整理する。

なお、備蓄品については別紙9「備蓄品リスト」、事業継続に必要となる関係機関、取引先については別紙5「関係機関連絡先リスト」でそれぞれ取りまとめる。